

審　查　基　準

令和4年5月13日作成

法　令　名：道路交通法
根　拠　条　項：第104条の4第3項
処　分　の　概　要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：島根県公安委員会
<p>法　令　の　定　め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第107条第2項（免許証の返納等）</p> <p>道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受け ることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消し の基準）</p> <p>道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等）</p>
審　查　基　準：
<p>標準処理期間：(1) 島根県運転免許センター及び島根県西部運転免許センター 即日</p> <p>(2) 各警察署（松江警察署及び浜田警察署を除く。）及び広域交番 4週間（隠岐の島警察署及び浦郷警察署は5週間）</p>
申　請　先：島根県運転免許センター及び島根県西部運転免許センター、各警 察署（松江警察署及び浜田警察署を除く。）及び広域交番
問い合わせ先：島根県運転免許センター及び島根県西部運転免許センター、各警 察署及び広域交番
備　考：